

# 第 1 期

## 陸別町成年後見制度利用促進基本計画

《計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度》

令和 4 年 3 月





# 目 次

1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 制度について .....	1
3. 計画の位置づけ .....	2
4. 計画の期間 .....	3
5. 計画の進捗管理 .....	3
6. 陸別町の現状と課題 .....	4
(1) 成年後見制度の現状 .....	4
(2) 成年後見制度の課題 .....	5
7. 目指すべき姿 .....	6
8. 取り組みの展開 .....	6
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり .....	6
(2) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能 .....	10
9. 用語解説 .....	12



## 1. 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や障がいがあることによって判断能力の不十分な人たちの権利や財産を守る成年後見人等を選任する制度であり、平成11年の民法の一部改正により制度が見直され、平成12年から現在の制度が開始されました。

日常生活等に支障がある方たちを社会全体で支えあうことが、高齢社会における喫緊の課題であり、なおかつ、地域共生社会の実現につながります。今後も、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれるなかで、成年後見制度の需要は一層高まるものと考えられます。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

国においては、こうした現状を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月15日に公布し、同年5月13日に施行しました。成年後見制度の利用の促進について、自治体での取り組みが不可欠であることから、同法律において、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることを明示しました。

これらを踏まえ陸別町では、判断能力の不十分な人たちや自己の権利を表明することが困難である人たちを、成年後見制度をはじめとする適切な支援へつなぐことで、権利や財産が守られ、住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるよう、「第1期陸別町成年後見制度利用促進計画」を策定します。

## 2. 制度について

成年後見制度の基本理念は、①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）、②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）、③身上保護の重視（財産管理のみならず本人が良好な生活を維持できるよう支援する）とされており、成年後見人等を選出することで、本人に代わり必要とする福祉サービスの契約を結ぶことや、財産管理、本人の不利益につながる行為（判断を伴う購入や契約等）を取り消す等、本人を法的に保護し、本人が安心して本人らしく暮らしていくことを支援する制度です。

成年後見制度は、本人の意思や自己決定権を尊重することが原則とされています。まずは本人の意思を最大限に聞き出し、その意思決定を十分に尊重した支援を行うとともに、意思表示が難しい人でも意思決定を支援することとされています。

### 3. 計画の位置づけ

成年後見制度利用促進基本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に規定する「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけられ、関連計画である陸別町地域福祉計画と一体的に連動して取り組み、陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、陸別町子ども・子育て支援事業計画、陸別町障がい者基本計画・陸別町障がい福祉計画・陸別町障がい児福祉計画、健康日本2 1りくべつ、等の福祉関連計画との整合・連携を図ります。



## 4. 計画の期間

成年後見制度利用促進基本計画の計画期間は、令和4年度を初年度として令和8年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても実施状況や制度改正、社会経済情勢の変化など町民を取り巻く状況が大きく変化した場合に対応するため、適宜計画の点検や見直しを行うこととします。

R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)
策定					策定		
第1期 陸別町 成年後見制度利用促進計画						第2期	

## 5. 計画の進捗管理

### (1) 計画の進捗管理

計画の検証については、毎年度、町の福祉担当により、施策の進捗状況を確認します。また、社会福祉協議会などの関連事業の進捗状況を把握するなど、常に町民のニーズや活動実態の把握に努めます。

さらに、成年後見制度をめぐる社会情勢の変化や制度などが絶えず変動している現状を踏まえ、施策や事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策や事業の実施に活かしていきます。

### (2) 計画の推進

成年後見制度利用促進基本計画を推進していくためには、社会福祉協議会等の各関連機関との連携のなかで町内の現状や施策の進捗状況を把握し、不足点についての改善を次期計画に反映させていく必要があります。また、次期計画策定時に、町民向けアンケート調査で各施策を町民に評価してもらうことにより、町と町民の視点の違いなどを明らかにし、さらなる計画の推進につなげていきます。

## 6. 陸別町の現状と課題

### (1) 成年後見制度の現状

りくべつ生活安心センター「ささエール」における成年後見制度の利用者は、平成28年度では5件でしたが令和3年度では7件の実績があります。

また、成年後見制度の利用が必要な状況にあるにも関わらず、本人や家族ともに申し立てを行うことが難しい場合で、特に必要がある時に町長が申し立てを行うことができます。この町長申立件数は令和2年度に2件の実績があります。

#### ◎成年後見制度利用者数（ささえーる）

	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)
成年後見	4	2	3	3	4	5
保佐	1	1	1	1	2	1
補助	0	0	0	1	1	1

#### ◎成年後見制度利用支援事業利用件数

	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)
費用助成	0	0	0	0	0	0
報酬助成	0	0	0	0	0	0

#### ◎町長申立件数

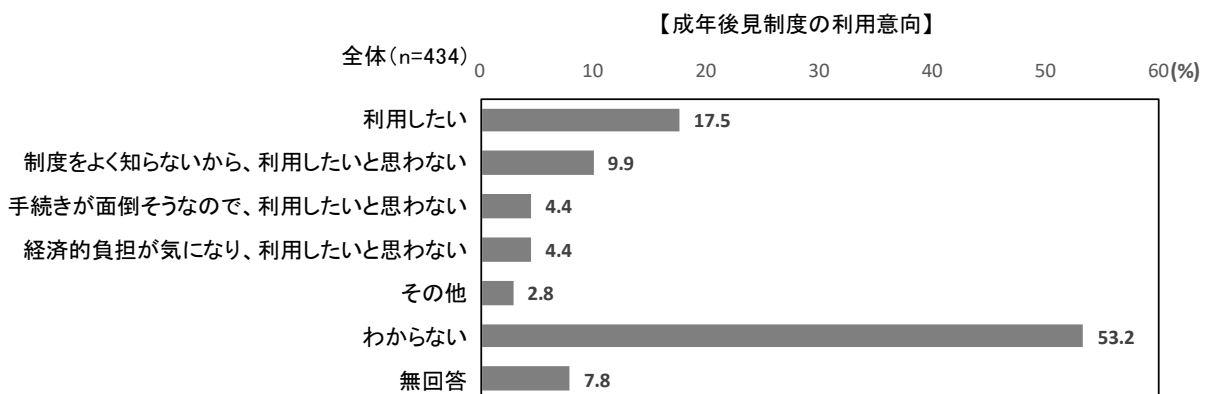
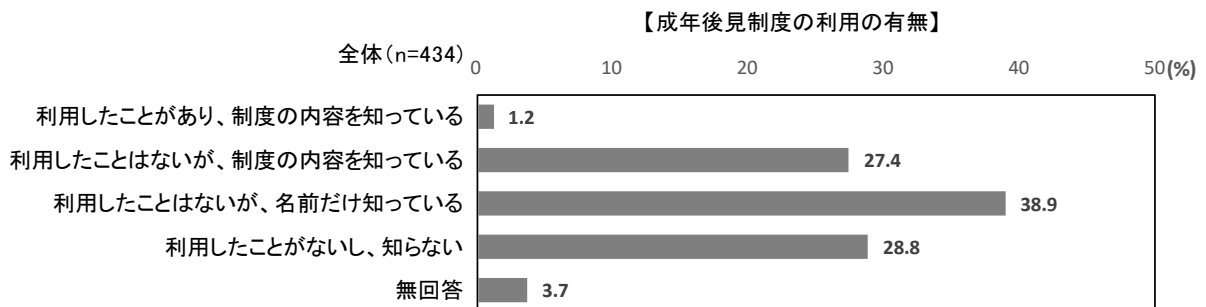
	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)
町長申立	0	0	0	0	2	0

資料：陸別町（各年度実績）



町民アンケートの結果では、成年後見制度について、「利用したことがあり、制度の内容を知っている」が1.2%、「利用したことはないが、制度の内容を知っている」が27.4%、「利用したことはないが、名前だけ知っている」が38.9%と回答しており、合わせた<認知率>は67.5%となっています。

りくべつ生活安心センター「ささエール」については、「聞いたことがないし、知らない」が65.2%となっており、6割以上の方が「ささエール」について認知していない状況にあります。



## (2) 成年後見制度の課題

陸別町における高齢化率は上昇傾向にあり、総人口に対する障がいを持つ方の割合も増加傾向であることから、今後、身寄りがない方など、成年後見制度を必要とする方はさらに増加することが予想されます。

成年後見制度利用促進への課題として、成年後見制度の内容の理解促進と周知啓発、りくべつ生活安心センター「ささエール」の相談窓口としての周知が重要となります。

## 7. 目指すべき姿

陸別町では、認知症や障がいがあることによって判断能力の不十分な人たちや自己の権利を表明することが困難である等の理由により支援を必要とする方が、成年後見制度をはじめ、社会や地域のなかでの支えあいや適切な支援によって、意思や尊厳が守られ、住み慣れた地域で自分らしい生活が安心して継続できるようなまちとなることを目指します。

第1期陸別町地域福祉計画では、「基本目標2 適切なサービスが受けられる仕組みづくり」の「施策3 困りごとを抱えた方への支援」を掲げています。第1期陸別町成年後見制度利用促進基本計画は、基本目標2の施策3を推進し、基本理念の「優しさが つながる あたたかな町 りくべつ」の実現に向けて取り組みます。

## 8. 取り組みの展開

### (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

関係者及び関係機関を巻き込みながら、支援を必要とする人に適切な支援を行えるよう、地域における既存のネットワークを活かした、地域全体で支援できる仕組みづくりを進めます。

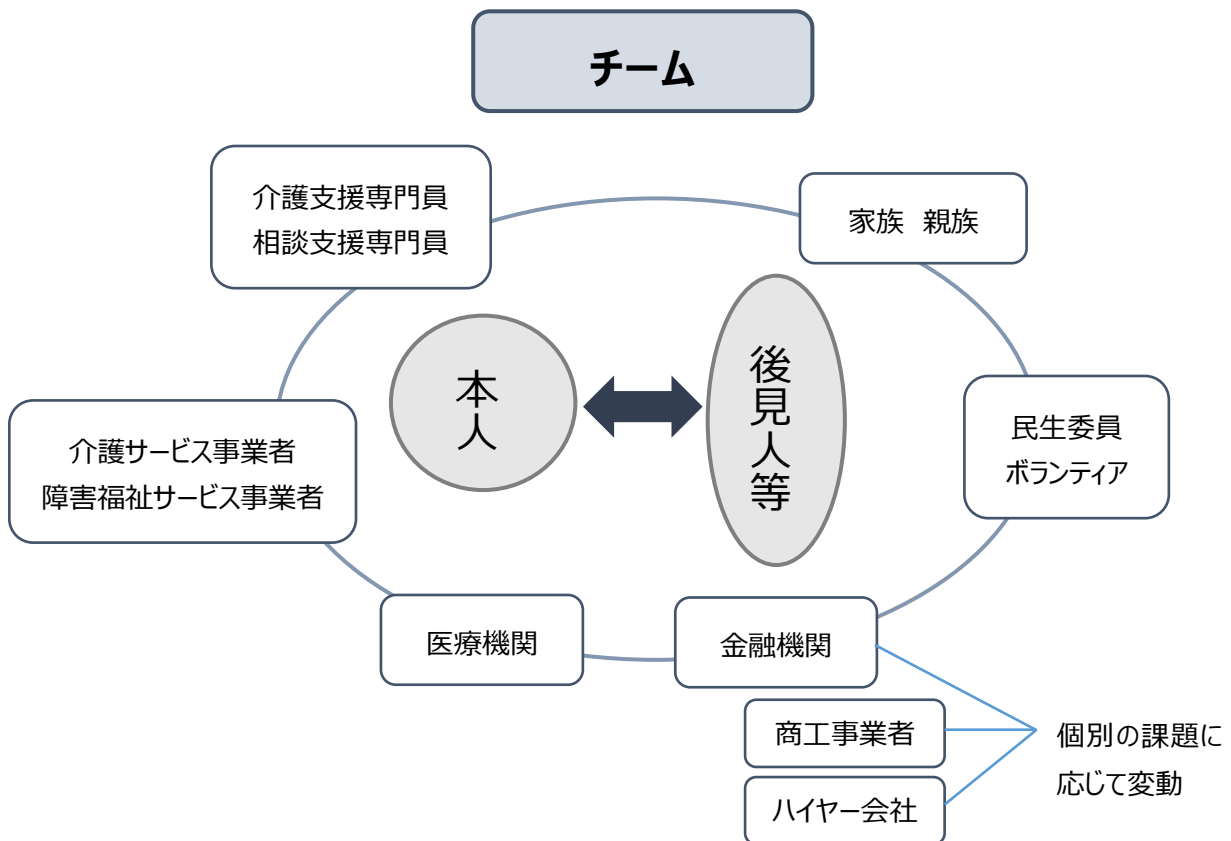
#### ①地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築し、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制のなかで、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

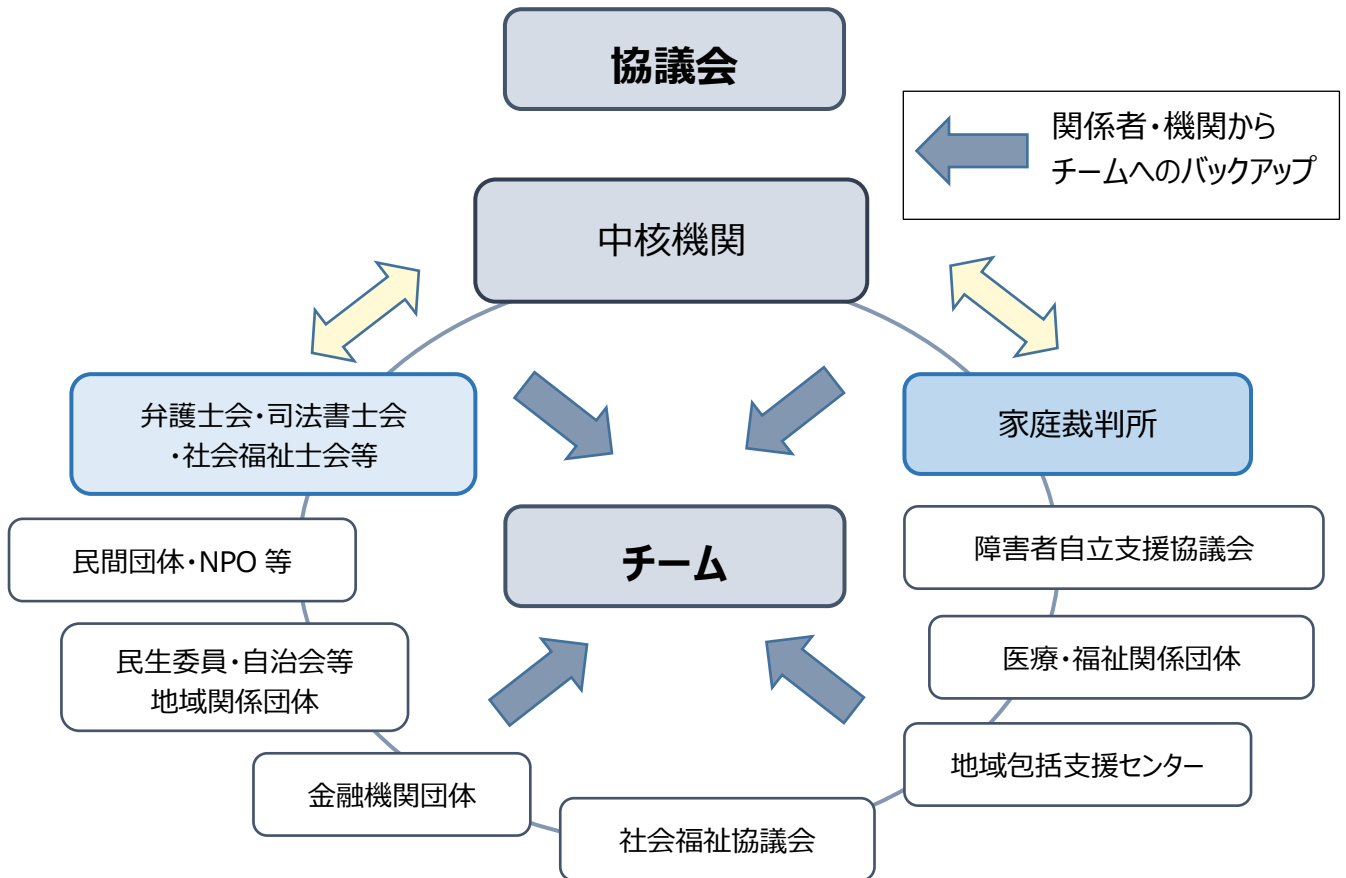
権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わり「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、後見人と地域の関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。



イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化をし、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間でのさらなる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

陸別町では、今後「協議会」の早期設立を図り、「チーム」を支援する体制の構築に努めます。

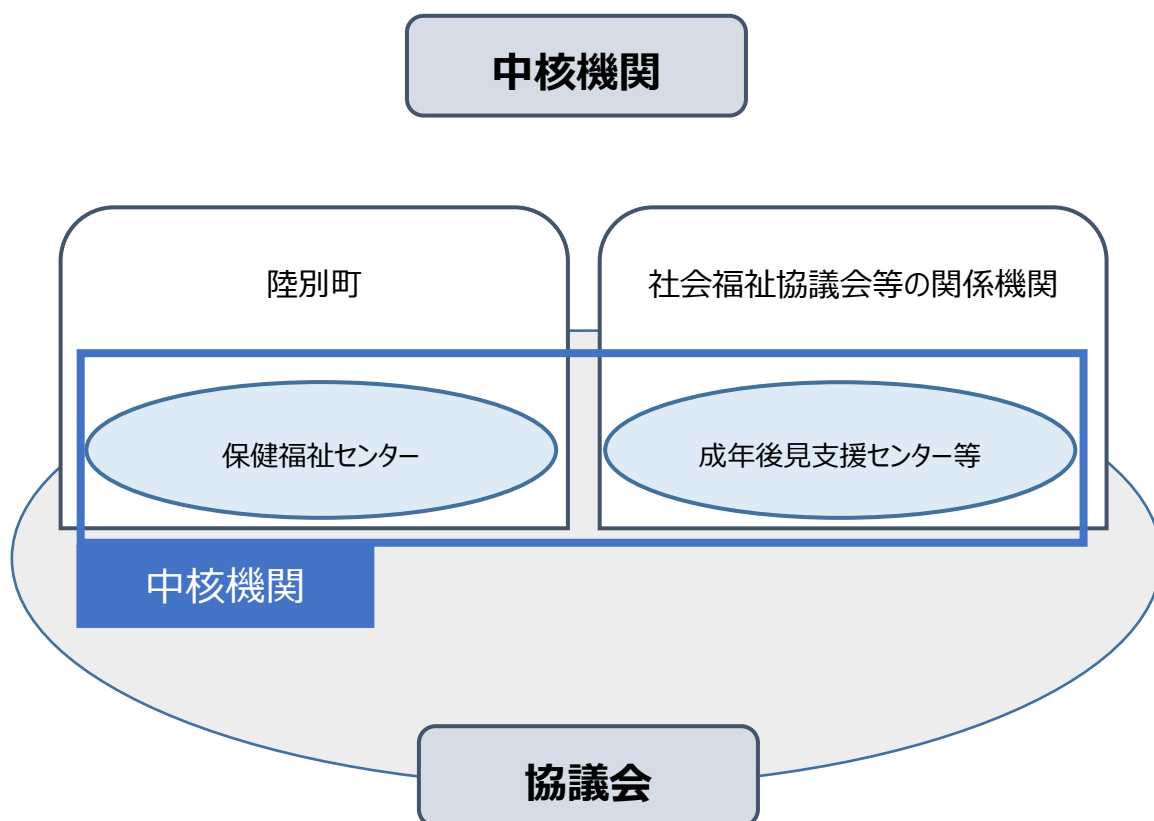


## ②中核機関の設置

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になります。

中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されています。

陸別町では、地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の設置に向けて、関係機関と協議していきます。



(2) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

地域連携ネットワーク及び中核機関については、①広報・啓発機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、⑤不正防止効果にも配慮します。

また、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整し取り組みを進めます。

地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関の4つの機能及び配慮する事項
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	①広報・啓発機能
早期の段階からの相談対応体制の整備	②相談機能
意思決定支援・身上保護を重視した 成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	③成年後見制度利用促進機能
	④後見人支援機能
	⑤不正防止効果（配慮する事項）

①広報・啓発機能

福祉関係者のみならず、町民全体に成年後見制度の内容や利用するメリットとデメリットを正確にお伝えすることにより、権利擁護の意識向上に努めます。

また、誰もが利用しやすい身近な制度となるよう、利用する本人への啓発活動とともに、声を上げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどについて、広報誌やパンフレット、研修会等で具体的に周知・普及啓発していくよう努めます。

②相談機能

早期発見・早期対応により支援を必要とする方等が適切に成年後見制度を利用することができるよう、利用に関する相談に対応する体制を構築します。

また、中核機関は地域包括支援センターや障がい者相談支援事業者、関係機関等との連携を強化することで、見守り体制に係る調整等、迅速で的確な支援につなげるための体制づくりに努めます。

### ③成年後見制度利用促進機能

後見人の候補者となる方への支援として、アドバイスや専門職へのつなぎ等、後見決定後も継続的に支援できる体制の整備に努めます。

中核機関は、専門職団体や法人後見を行える法人等と連携するとともに、後見人候補者の養成と名簿の整備により円滑な人選に努めます。

### ④後見人等への支援機能

親族後見人や市民後見人等への日常的な相談支援を行うとともに、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者が「チーム」となって日常的に本人の見守りや、意思決定支援を行います。

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報共有することにより、後見人の交代等、本人の意思を尊重した対応が迅速かつ柔軟に行われるよう、連携の強化に努めます。

### ⑤不正防止効果（配慮する事項）

成年後見制度における不正事案として、本人や周囲の理解不足・知識不足から生じるケースが増えています。日頃から見守り体制や相談体制を整えることで、本人や親族後見人を孤立させることなく、不正の発生を未然に防げるような体制の整備に努めます。

## 9. 用語解説

### か 行

#### ◎介護支援専門員（ケアマネジャー）

保健医療・福祉サービス等が適切に利用できるよう、利用者の希望や心身状態を考慮し、在宅や施設で利用するサービス等の種類や内容を定めたケアプラン（介護サービス計画）を作成したり、各関係機関との連絡調整を行う「ケアマネジメント」の専門職。

#### ◎権利擁護支援

高齢者や障がいのある方等の支援を必要とする方が、個人の尊厳と自己決定が尊重され、日常生活や社会生活を送ることが出来るよう、必要かつ適切な支援や援助を行うこと。

### さ 行

#### ◎社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動の推進を目的とした民間の非営利団体。町民、企業、団体等も会員となっている。

#### ◎成年後見制度

判断能力が不十分な人を保護・支援するための制度で、法定後見制度と任意後見制度がある。家庭裁判所が審判し、成年後見人、保佐人、補助人を選任し金銭管理や身上監護を行う。

### た 行

#### ◎地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防のため必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置することとしている。



◎認知症

アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症が四大認知症と呼ばれている。発症の原因は脳の病気や障がい等様々で、症状もそれぞれ異なる。後天的な認知機能障害のため日常生活に支障がおこる状態で、基本的には回復することのない病気。

◎ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある方を特別視することなく、他の一般市民と同じように、社会の一員として生活し、様々な分野の活動に参加することが出来るようにしていこうという思想。

◎りくべつ生活安心センター「ささエール」

陸別町社会福祉協議会が運営する「成年後見実施機関」。成年後見制度などに関する①広報・普及啓発業務、②相談・申し立て業務、③市民後見人養成業務、④法人後見業務、⑤日常生活自立支援事業を行っている。

また、「福祉なんでも相談窓口」として困りごとすべての相談に応じている。

## 第1期 陸別町成年後見制度利用促進基本計画

---

令和4年3月

陸別町保健福祉センター  
北海道足寄郡陸別町字陸別東2条3丁目2  
TEL : 0156-27-8001  
FAX : 0156-27-8002